

(参考) 年間取引報告書を活用した仮想通貨取引に係る申告手続の簡便化 (イメージ)

【平成29年分の確定申告】



交換業者A




交換業者B



①仮想通貨取引の情報を
自身で収集



①一部の交換業者は年間取引
の明細を提供しているが、
・仮想通貨同士を交換した場合
・仮想通貨で商品を購入した場合
などの記載内容が区々



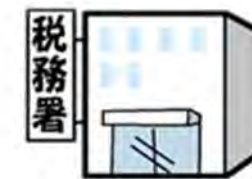
納税者

②仮想通貨の所得を自身で計算
※100回取引を行った者は自身で
100回分を集計
※複数の交換業者で取引を行った
者は全ての取引を自身で集計

③仮想通貨の所得を
確定申告書に記載



④確定申告書を
電子又は郵送
で提出



【平成30年分の確定申告】




交換業者A



交換業者B



①年間取引報告書の交付
※記載内容を統一



納税者

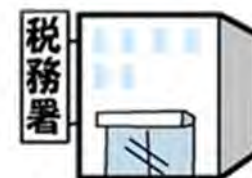
②「年間取引報告書」で集計済
の年間取引の総額等に基づき
「仮想通貨の計算書」を活用し
て仮想通貨の所得を自動計算

③仮想通貨の所得を
確定申告書に転記

※交換業者に要請すれば、個々の取引
履歴データを受領することができるため、
そのデータと自動計算アプリ等を用いて
所得計算をすることも可能

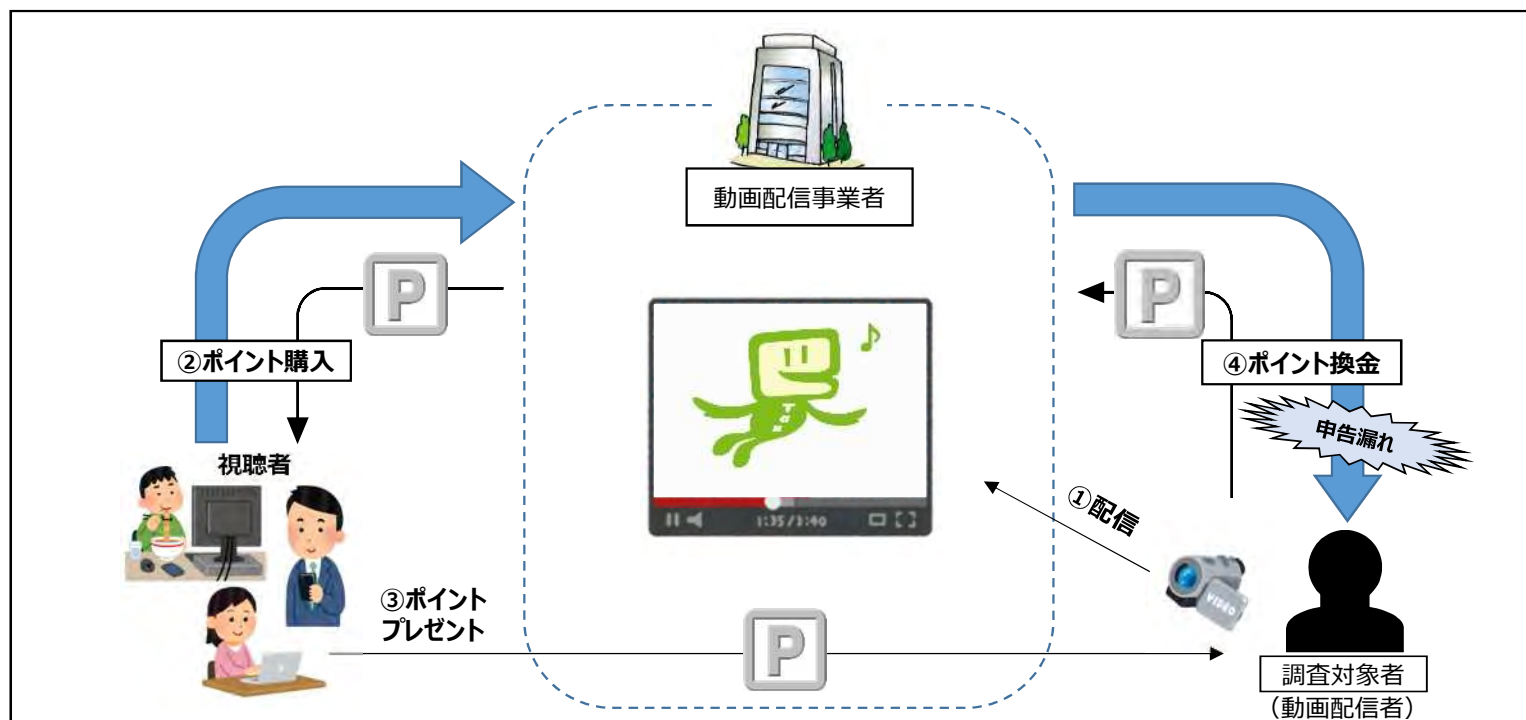


④確定申告書を
電子又は郵送
で提出



【取組事例 3】 調査事例①

事例 1 動画配信に対する調査事例



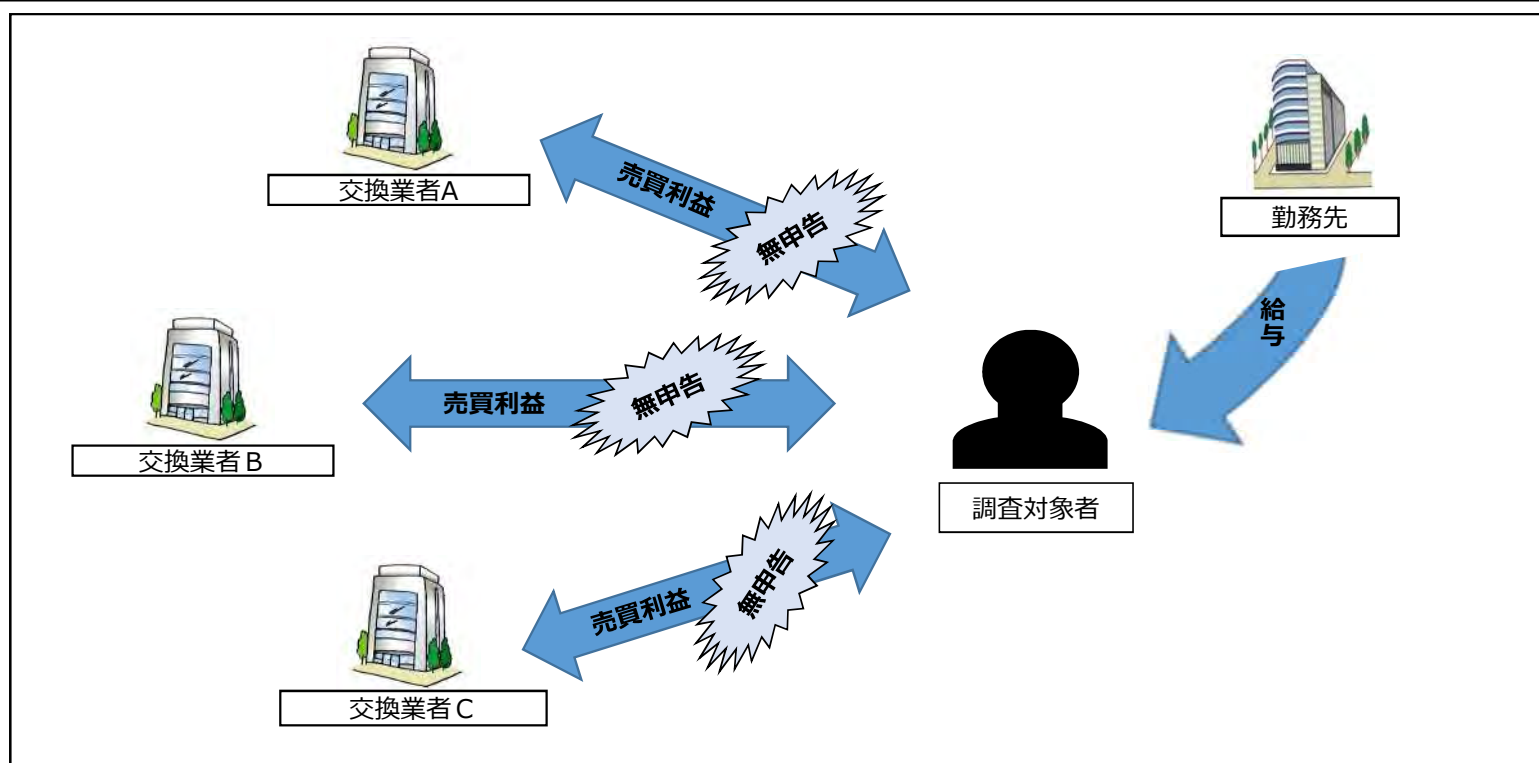
調査対象者は、動画配信事業者を通じて動画配信を行っている。動画の視聴者は、動画配信事業者からポイントを購入し、気に入った動画配信者にプレゼントすることができる。動画配信者は、視聴者からプレゼントされたポイントを動画配信事業者を通じて換金することができる。調査対象者のプレゼントされたポイントの総額が申告額を大幅に上回ることが想定されたため、調査を実施した。

調査の結果、視聴者からプレゼントされたポイントのうち、換金していないものについて申告していないことが判明した。

国税庁では、課税上有効な情報を収集するため、事業者等に対して任意の協力を求め、必要な情報を照会しており、取引を行う納税者の特定や情報の収集が困難なケースも存在してきたところですが、今後は、新たに整備された情報照会手続の法的枠組みも積極的に活用して情報収集に努め、適正な課税の確保に向けて取り組んでいきます。

【取組事例 4】 調査事例②

事例 2 暗号資産（仮想通貨）取引に対する調査事例

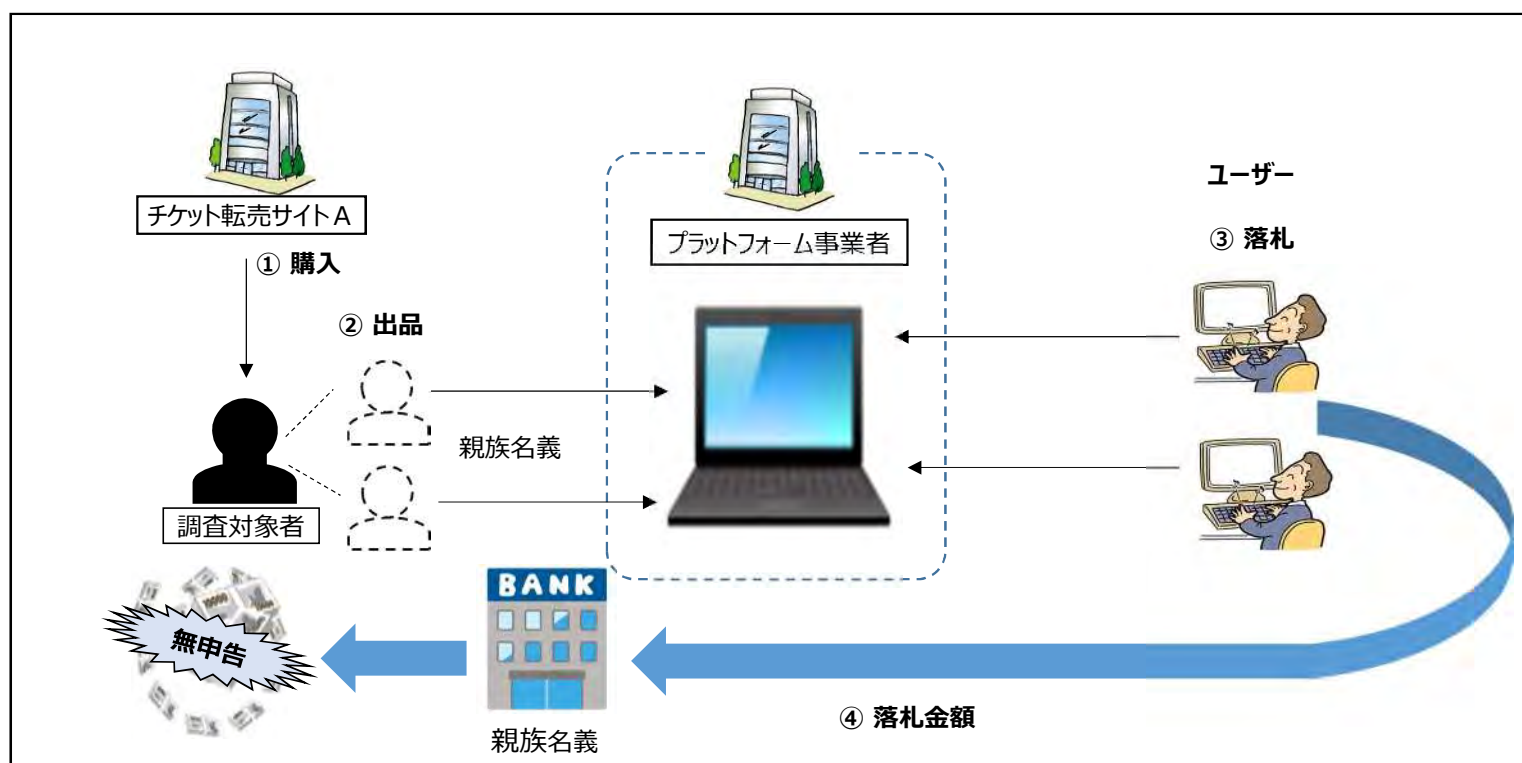


調査対象者については、暗号資産（仮想通貨）取引で多額の売買利益を得ていることが想定されるにもかかわらず無申告であったため、調査を実施した。
調査の結果、給与収入を原資として、複数の交換業者を通じて暗号資産（仮想通貨）取引を行っており、これらの取引で得た利益について申告をしていないことが判明した。

国税庁では、課税上有効な情報を収集するため、事業者等に対して任意の協力を求め、必要な情報を照会しており、取引を行う納税者の特定や情報の収集が困難なケースも存在してきたところですが、今後は、新たに整備された情報照会手続の法的枠組みも積極的に活用して情報収集に努め、適正な課税の確保に向けて取り組んでいきます。

【取組事例 5】 調査事例③

事例 3 インターネット上のプラットフォームを介した売買に対する調査事例

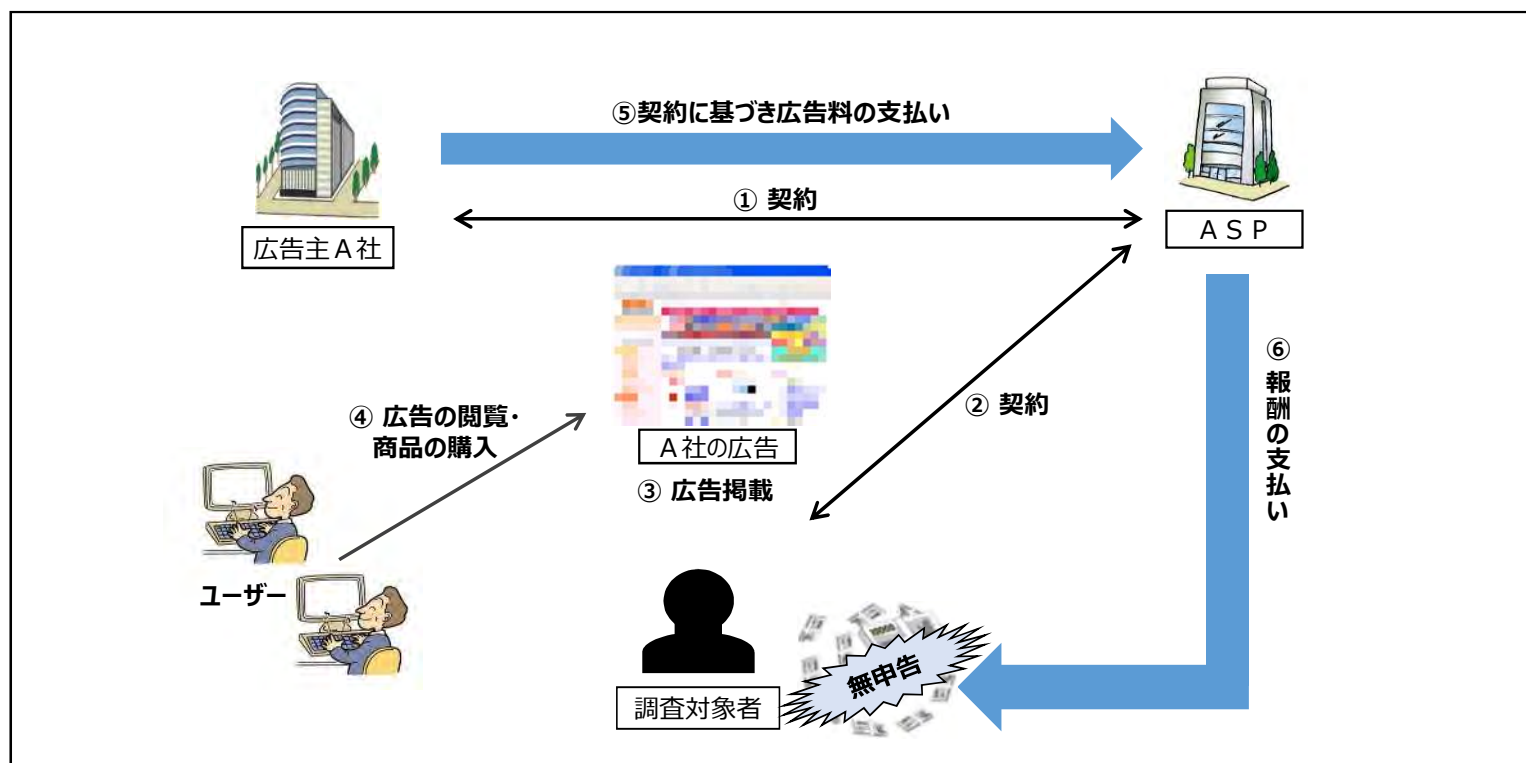


調査対象者については、チケット転売サイトで購入したチケットを、ネットオークションに出品・売却することで、多額の利益を得ていることが想定されたため、調査を実施した。調査の結果、オークションサイトのID登録のほか、決済口座も親族名義を利用することで、自分の名前が一切表面に出ないように画策し、申告義務を逃れていたことが判明した。

国税庁では、課税上有効な情報を収集するため、事業者等に対して任意の協力を求め、必要な情報を照会しており、取引を行う納税者の特定や情報の収集が困難なケースも存在してきたところですが、今後は、新たに整備された情報照会手続の法的枠組みも積極的に活用して情報収集に努め、適正な課税の確保に向けて取り組んでいきます。

【取組事例 6】 調査事例④

事例 4 アフィリエイトに対する調査事例



調査対象者については、ASP（Affiliate Service Provider）を通じて、多額のアフィリエイト報酬を得ていることが想定されたため、調査を実施した。
調査の結果、アフィリエイトで稼いだ利益について申告をしていないことが判明した。

※ ASPは、広告を掲載してもらいたい広告主（A社）と広告を掲載したいアフィリエイト（調査対象者）を仲介する役割を担う業者。

国税庁では、課税上有効な情報を収集するため、事業者等に対して任意の協力を求め、必要な情報を照会しており、取引を行う納税者の特定や情報の収集が困難なケースも存在してきたところですが、今後は、新たに整備された情報照会手続の法的枠組みも積極的に活用して情報収集に努め、適正な課税の確保に向けて取り組んでいきます。